

平成25年度 第1回広島市多文化共生市民会議会議要旨

1 開催日時 平成25年(2013年)9月10日(火) 15:00~17:20

2 開催場所 広島市役所本庁舎14階第7会議室

3 出席者

(1) 市民会議委員

烏 日娜(ウ・リナ)、ヴェール・ウルリケ、小川 順子(カガワ・ジュンコ)、カルキ・パラメソール、
丁 基和(チョン・キワ)、二宮 孝司(ニノミヤ・タカシ)、朴 外順(パク・ウエスン)、パルサド・シリ、
山口 ジョセリン(ヤマガチ・ジョセリン)、李 湛(リ・タン)、呂 世珍(リュウ・セジン)、呂 民愛(リュウ・ミネ)、
盧 濤(ロ・トウ)

(2) 事務局

市民局長、人権啓発部長、多文化共生担当課長 他1名

4 公開・非公開の別 公開

5 傍聴者 0名

6 会議次第

(1) 開 会

(2) 市民局長あいさつ

(3) 議 事

ア 「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づく施策の取組み状況について

イ 「広島市外国人市民の生活相談コーナー」の利用状況等について

ウ 「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」の見直しについて

エ その他

(ア) 新たな在留管理制度における要望について

7 委員の発言要旨

[事務局]

議事1 「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づく施策の取組み状況について説明

[委 員]

ほのぼの文庫基町と市立大学の連携事業は誰が読み聞かせをやっているのか。

[委 員]

市立大学の先生と学生たちで、今年の10月以降に実施する予定である。

[委 員]

西区のガイドマップは希望者に配布するとなっているが、どうやって希望者を募っているのか。

[事務局]

区役所の窓口などで希望者に自由に取ってもらっている。

[事務局]

議事2「広島市外国人市民の生活相談コーナー」の利用状況について説明

※ 委員からの発言なし

[事務局]

議事3「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」の見直しについて説明

[委 員]

留学生について、京都では留学生への支援を積極的に行っているが、広島はどうか。広島に留学することにどんなメリットがあって、将来どう役に立つのかなど、広島市、広島県で明確なビジョンを打ち出し、外国人の若い人を呼び込む差別化された政策が必要である。

20代から40代の広島で働いている中国人と関わっているが、彼らの中で40歳になると帰国する人がいる。なぜかという、年金制度等が不透明で老後の生活に不安を持っているから。それをなくするためには、年金制度など様々な制度について事例をあげるなどしてわかりやすい説明が必要である。また、この会議の認知率が低いとあるが、この会議の委員の役割は何か。例えば、どこまでのことをこうしてほしいというものがあるのではないか。

[事務局]

留学生の件については、先程説明した「広島県留生活活躍支援センター」があり、これは広島県全体で留学生を受け入れようというもので、企業も連携した組織となっている。この支援センターの具体的な事業等については、次回説明したい。

年金等の制度について、簡単にわかるような資料がほしいということだが、広島市がつくっている生活ガイドブックに行政サービスの大きなものについて載せている。しかし、これだけで年金制度を理解するのは難しいため、関係課と協議したい。

この会議は参政権のない外国人市民の方が市政に対して意見や要望をいう機会として、平成13年度から設けている。この会議では、皆様が市民の代表として、本市に対して意見を言ってもらい、それを関係課と協議し、施策に反映してきており、重要な役割を担っている。今後も、外国人市民の要望等を把握していただき、市民の代表としてこの会議に出席していただきたい。

ただし、この会議が外国人市民の方をはじめ市民の方に知られていないことが課題であるため、市民の方に知っていただく取組が必要である。

[座 長]

今回の会議で出た意見は、次回の指針見直し検討会にはかるのか。

[事務局]

今回出てきた意見について、市の方で検討し、次回の見直し検討会で報告する。

[委 員]

留学生に行事の案内をしても、学費をつくるためにアルバイトに追われてまったく参加できない。私

は留学生をサポートするために協力しているが、市民レベルでの取り組みではまかなえない。広島市としては多文化共生の取り組みを頑張っているが、国に留学生をサポートするように、市として意見をいってもいいのではないか。

次に研修生（技能実習生）の問題です。4月に留学生会館であった事業で、留学生会館のホールが身動きできないくらいタイ人の研修生がいたのにびっくりした。これは、広島市には多くの研修生がいて働いているということである。彼らがどれだけ苦勞しているか、もう少し真剣に考えてもらわないと、どんどん英語圏の方に逃げられてしまう。

国は大きなものをつくるのなら、その根本的な土台をまずつくってほしい。

[座長]

今回の調査報告書には研修生についてはなかった。そうはいっても、研修生のことについては指針の施策の中に盛り込んでもいいのではないか。

[委員]

研修生制度は、2年前から技能実習生制度にかわった。研修生制度は、問題が多かった。現状では問題は減りつつある。

[委員]

広島市が多文化共生について色々一所懸命頑張っているが、国の根本の大枠がちゃんとした形で対応してくれないと、日本は評判が悪くなるのではと心配している。

[座長]

広島市役所の中に担当部署があれば、研修生の問題を伝えられる。

[委員]

研修生制度は、外国の人たちが日本の優れた町工場の技術などを習得して自分の国に帰ってもらう。そこから日本と外国との経済協力を行うなどしていくものだと思う。今は、この制度を悪用して、低額な給料で使い捨ての労働力としているところもある。給料に関する未払いの請求については、時効が短く、裁判をしても時効が適用されて請求できなくなっている。また、未払いに対して声を出せるのは本国に帰る時で、原告の不在のまま裁判が進まないという現状が続いている。このような声をあげられない人たちを支援するためには、広島市と労働局が監督・監視といった形で企業の中にどんどん入って行ってほしい。現状では出てきた時には、何らかの事件として出てきてしまう。

留学生の問題であるが、学費を稼ぐために大変というのは、留学生に限ったことでなく、今日本の大学生のほとんどが何らかの貸付を使って大学に行っている。これは国立大学にしても市立大学にしても同じで、私立の大学で学費が高いのは仕方がないとしても、公的機関が設置している大学でこれだけ学費が高いのは珍しい国だと思う。奨学金制度が貸付制度になっている。本来であれば、返さなくてもいいものが奨学金であるが、今は利息をつけて返さなければならない。この点に関して、学費という面で行政の方から、少なくとも市立大学など手をつけられるところから手をつけてほしい。また、市独自で学費に関して、支援として給付制度などを検討してほしい。

[事務局]

技能実習生制度については重要な課題があると市としても認識しているが、一番ハードルが高いのは、これが国の制度であり、労働局やハローワークとの関わりがあまりなく、企業の側から情報提供を受けない限り把握できない。そのため、技能実習生に関わる課題を把握する手段をどうやっていくのか、そこからのスタートとなる。

国際交流ラウンジにある生活相談コーナーへの相談内容などを通して課題があるという認識はある。

今後、どのような支援ができるかなどが市の課題である。

[委員]

先ほどの研修生の問題は、市が受け入れて市がやっているわけではなく、国がやっているから、市がどうこうできるものではない。

日本の国では、市、県、国のそれぞれが決めることがある。例えば、国が決めることを市が決めることはできない。こういう場合、何か方法がないのか。

[事務局]

国などとの連携が全くないわけではなく、国への要望、県への要望を市の立場として行っている。例えば、在留管理制度は国の制度で市も一部事業をしているが、基本は国が行うもので何度かこれまで市から入国管理局や法務局に要望している。

[委員]

現在、広島市において、外国人児童生徒が集住している小学校には日本語指導者を配置し、分散している小学校では非常勤職員か指導協力者を派遣している。しかし、中には外国人児童が多く通う小学校でも日本語指導員が配置されていないところもある。指導者の増員や配置を考えてほしい。それが、来年度から文部科学省が実施する日本語指導を必要とする児童生徒に対する「特別な教育課程」とこの指針に絡むとよいと思う。

次に、外国人児童生徒が母語を学ぶことも重要だが、アイデンティティを育てることが大切である。

[委員]

東広島市で日本語指導をされている方が、指導者が少なく大変だといわれていた。

[委員]

12年前の〇〇小学校は日本語指導者が2人体制だった。この当時はいじめの問題もあった。それから5年たったくらいで5人体制になった。その時の子どもたちが、今大学生になっている。当時、〇〇小学校出身者が大学に行く人数は少なかった。5人体制になった時の子どもたちで外国の子どもたちのうち5人は大学に進学し、日本人の子どもも含めて大学進学が増えた。その当時の学年だけがたまたま学力が高かったわけではなく、職員を配置してもらったことが、そういう結果につながっている。

[委員]

非常勤講師というのは。

[委員]

教員免許があることが条件で、ボランティアではできない。

[座長]

指導協力者は公募か。

[委員]

希望を募って100人くらい登録している。その中には教育の経験の方もいる。有償ボランティアである。

[委員]

情報提供・相談について、外国人市民向けの色々なパンフレットなどを物理的に集めたところはないのか。

[事務局]

そうしたものは、区役所で扱っているものは区役所に、区役所の中でもそれぞれの担当課にあり、それらを一堂に集めたものはない。

[委員]

外国人市民へのサービスに関するものをどこかに集めていけば、どんなものがあるかが誰にでもわかると思う。

以前、生活のためのガイドブックがあり、その中に必要最低限のものが全部盛り込まれていた。このガイドブックに、「この連絡先にはこういう資料があります。」とかいてあればいい。そして、問い合わせがあるかもしれないことを担当側も意識しておけばいいのではないか。

この資料をみると、留学生が1200人いて、実際に広島にいる外国人市民が1万6千人ぐらいいて、この外国人市民の全員にガイドブックを配ったらどうか。そうすれば、まとまった情報が皆さんに伝わる。アンケートをするような感じで情報はこれですと送ってあげるのが一番早いと思う。そして帰国する人から回収して、また、別の人に配ればいい。

今まで調べて分からないのだが、標識についてまとまった情報はないのか。どのサインがどういう意味を持っているのかを分かるものがほしい。

[事務局]

広島市のホームページには6言語の外国語のサイトがあり、そのサイトの中には行政サービスを翻訳したものが載っているので、これを見ていただくとある程度の市の行政サービスがわかる。このサイトがあまり知られていないことが課題である。また、生活ガイドブックを外国人市民全員に配れたらいいのですが、なかなか難しい。今は区役所や公共施設において、広島市に転入された方に渡している。我々が出来る範囲ではやっているが、できたら皆様が持っておられるネットワークに協力していただくと有り難い。

サインについては、公共交通機関のものなどいろいろあって、それらを市がどの程度のものにまとめられるかは、今後の課題にさせてほしい。外国人市民の立場から、まずは特に重要なものをいっていただくと検討しやすい。

[委員]

命に係わる病院、災害、そして交通関係のサインは必要だと思う。

[事務局]

本市と関わりの深い病院と災害関係については、研究してみたい。

[委員]

在留カードの切り替えが着々と進んでいるが、他の市町村では切り替える前のカードを本人の希望なしでも返却しているところがあるが、広島市はどうしているのか。

[事務局]

前回の指針見直し検討会の時に、カードの切り替えの際に古いカードについて広島市はどう対応しているのか、切り替えの際の古いカードの取り扱いを周知してほしいという話がありました。このことについては、関係課と協議し、本人に確認し、希望すればパンチを入れて古いカードを渡すように各区役所に周知してもらっている。

もう一点、郵便局で新規に通帳をつくる際に新しいカードを持参しないとつけれないという話があったが、これについては郵便局が十分な理解をしていないようなので、市の方から入国管理局にその旨

を要望として、郵便局に周知していただくよう依頼した。

[委 員]

古いカードの返却は、本人が要望することができるという説明をしているのか、それとも本人が希望しなくても自動的に返却されるのか。

[事務局]

窓口において、本人に必要なかどうかを聞くようにしている。

[委 員]

機械的に返却してもらった方がいい。後になって古いカードが必要になった時、返してもらっていてよかったということもある。古いカードがいるのかいないのかを窓口で聞かれても問題意識のない人はいないということになるので、機械的に返してもらっていいと思う。

[事務局]

これについては関係部局に伝える。

[座 長]

次第の次にある報告は、先程終わったので、報告は終了とします。

その他に、委員の皆さんから何かありますか。

[委 員]

広島市では、住んでいる外国人市民の3番目がフィリピン人なので、フィリピン語で翻訳したものを増やしてほしい。フィリピン人の中には英語のできる人もいるので、英語でもいいのだが、その英語の翻訳が難しい。英語の翻訳は「やさしい英語」で翻訳してほしい。

[委 員]

補足になるが、今の翻訳は日本語をそのまま英語にしているため、文章が少し違ってくる。それを英語を話す人の目線で見ると、日本語を参考にしながら、英語で書き起こすのがやさしい英語である。

[座 長]

事務局から連絡事項はあるか。

[事務局]

指針見直し検討会は11月を予定しているが、次回の市民会議は3月25日（火）15時からを予定している。

[座 長]

以上で市民会議を終了する。